

中間報告書（事実認定について）

令和5年2月24日

恵庭市ハラスメント事案に関する第三者委員会

第1 はじめに

当委員会は令和4年10月17日に施行された恵庭市議会ハラスメント根絶条例に基づき選任された委員により構成され、現在下記事案に関する調査・検討を行っている。

この点、当該事案に関する最終的な報告までには、さらに時間を要するが、現在までに行った調査結果に基づき、当委員会は本中間報告書「第2」で指摘する「事実」の認定に至ったものであるので報告する。

第2 認定事実

1 月刊誌の『財界さっぽろ』に掲載された事実関係について

まず、本件調査は令和4年10月15日発刊の道内版月刊誌『財界さっぽろ』に掲載された記事が端緒になって行われたものである。

同記事においては、恵庭市■■■■が所管する台湾経済交流推進事業において、令和4年6月に同市をメイン会場として開催された「ガーデンフェスタ北海道2022」に、招聘した首都圏居住の台湾華僑との間で懇親会を開催にあたり、この事業に関わりの強い特定の議員が、令和4年5月27日、恵庭市■■■■の担当職員に対し、同懇親会に要する費用についてこれを支出するよう恫喝し、その結果、この費用支出を余儀なくされ、さらにこの恫喝により担当職員が長期の休業を余儀なくされたとされている。

この記事に掲載された事実関係が認定されたか否かは、極めて関心が強いと思料されるので、まず、この点について当委員会の判断を端的に指摘する。

結論から言えば、当委員会は、関係証拠を精査した結果、上記記事に掲載された内容は事実とは異なるとの判断に至った。

すなわち、以下詳述するように、令和4年5月27日、上記懇親会に要する費用の支出に関して、議員3名と■■■■職員3名が面談をする機会があり、その際に、職員1名と議員1名が口論となり、その際特定の議員が大声を上げる等の行動を行ったことは認められるが、費用の支出をするよう恫喝したことは認定できないし、それに基づき費用支出を余儀なくされたことも認定できない。また、この際の言動により職員が休業を余儀なくされたことも認定できない。

もっとも、以下述べるように、当該議員の同日に至るまでの言動や対応状

況が職員の休業について、強い影響を及ぼしていることが認められる上、その言動については、いわゆるハラスメント行為と評価せざるを得ないものも存在するので、以下、詳述する。

2 認定した事実関係について

(1) 関係者について

まず、上記月刊誌の記事におけるハラスメント行為とされる行為に関与したとされている恵庭市議会議員とそのハラスメント行為がなされたとされる令和4年5月27日の面談に対応した恵庭市職員、そして休職に至った職員は以下のとおりである。

ア 恵庭市議会議員側

- (ア) ■■■氏（議員歴：■■■年■■■月から）
- (イ) ■■■氏（議員歴：■■■年■■■月から）
- (ウ) ■■■氏（議員歴：■■■年■■■月から）

イ 恵庭市職員側

- (ア) ■■■氏（■■■）
- (イ) ■■■氏（■■■）
- (ウ) ■■■氏（■■■）・・・■■■職員

以下、本書面においては、上記当事者の名字だけで特定するものとする。

(2) 恵庭市における議員と職員の関係性について

恵庭市議員は恵庭市議会を構成し、恵庭市職員は市長の下、地方自治行政行為を担当して行うものである。民主的基盤を有する議会を構成する議員は、一定の民主的統制を行政組織に及ぼすことがその役割として求められる面があり、また議会と行政は相互に協力して様々な課題に対応していくことも求められるが、他方で議会、行政はそれぞれ独立した機関であり、例えば議員の指示や要望に職員が従わなければならない関係にあるものではない。

もっとも、恵庭市職員側においては恵庭市議員が民主的基盤を有することを重視し、議員からの指示や要望がなされた場合、その指示や要望には可能な限り対応しようと努める傾向があり、他方で、議員の一部には職員がかかる対応を行うことが当然であると考えている者も認められ（職員に対するアンケート結果）、市議会議員と市職員の間には事実上の上下関係類似の関係性が存在することが認められる（■■■供述等）。

(3) 上記当事者間の人間関係について

ア ■■■と■■■は、後述の日台関連事業において、従前は協力をしながら、同事業を進めてきた経緯があり、一定の人間関係が構築されていた状況が認められるが、その後明確な理由は不明であるが、遅くとも令和3年ころには■■■が■■■を無視し、口もきかないような陰悪な関

係性になっており、それを周囲の関係者も把握していたことが認められる（なお、この関係性が不良であることについて■は必ずしも肯定しないが、■、■、■ら他の関係者は両者の関係性が不良であることを認めている上、■自身も「■は能力はあるが、関係者への挨拶など後始末がきちんとしていない、自分からは声をかけることはない」（■供述）等とも供述しており、両者の関係性が不良であった事実が認められる。）。

イ ■と■は、■が過去■であった際に、■がいずれも■を務めるなど、両者には強い人間関係が存在することが認められる。

■と■は、従前■である■に所属していたものであり、両者には強い人間関係が存在することが認められる。

ウ ■と■について、■は長く■において勤務する中で■との交流を多く持っており、良好な関係にあったことが認められる（■供述）。

（４）台湾経済交流推進事業について

ア 平成２９年から平成３１年について

平成２９年、恵庭市においては国の地方創生推進事業として「対恵庭直接投資継続拡大に係る推進事業」を実施することとした。

この事業を行う上で、かねてから個人的に在日台湾華僑との個人的なつながりがあった■は、そのつながりを利用して、台湾華僑を恵庭市に招聘するなどし、観光客を誘致するとともに、台湾企業と市内企業との協力関係を構築するなどの企画を恵庭市側に提案し、恵庭市側においてもその企画を実現することとした。

この点、台湾華僑との人的関係を有しているのは■のみであったことから、恵庭市に招聘する華僑との事前連絡や交渉等は■に委ねられていた上、実際に招聘された華僑が恵庭市を訪問した際の具体的な旅程等についても■がその大部分を立案し、それを担当課である■がその内容を調整するという対応がとられていた。

この台湾華僑の招聘事業として、平成２９年度には２７名、翌３０年には３０人の在日台湾華僑が恵庭市を訪問し、その際に、恵庭市議会議員と、訪問した台湾華僑との間で懇親会が実施されたが、その懇親会に要した費用については、恵庭市が支出している。ただし、出席された市議会議員については、実費負担となっている。

平成３１（令和元）年については、同事業が行われた形跡はない。

イ 令和２年について

令和２年、この台湾華僑との交流を伴う事業は、国の地方創生推進事業の対象外となり、その事業名も「台湾経済交流推進事業」に変更となった。なお、令和２年、コロナウイルスの影響により、人の往来が制限

されたことから、在日台湾華僑が恵庭市を訪問することはなかった。
ウ 令和３年について(大学との協定締結について)

令和３年もコロナウイルスの影響により在日台湾華僑が恵庭市を訪問することはなかったが、においては、別途との交流に関する企画を検討し、令和３年１１月上旬、恵庭市側に提案を行った。

その内容は、大学との間で教育交流等に関する連携協定を締結するというものであった。

においては、この連携協定の締結を強く推し進め、その協定締結に関する恵庭市側の対応窓口は、関係についてはを所管としてこれまで対応していた経緯から、が行うことになり、その担当者はとなった。

なお、側は、まず協定を締結した上で、今後どのように連携していくかはその際に協議をしたいというスタンスであったが、恵庭市側は、協定を締結して具体的に何ができるのかが必ずしも明確ではないとして、必ずしも協定締結には前向きではなかった。

においては、令和４年１月２０日から同月２６日ころには協定を締結するべく、関係者に対してはすでに恵庭市側においては了承済みであるかのような説明を行う一方(メモ)で、令和３年１２月１３日には、担当者であるをのに呼び出し、協定締結を早急に行うよう求める対応をしていた(令和３年１２月１３日口頭受理簿)。

かかる対応を受け、恵庭市側でも協定を締結する方向で調整をはじめ、そのの担当者(氏)との対応はが行っていたが、早期に日程調整を行いたい側と協定の内容の検討を十分行いたい恵庭市側で思惑にズレがあったことから、調整がうまくいかず、が頻繁にを呼び出し、これを叱責する状況にあった。

に度々呼び出されるの様子、第三者が見ても明らかに疲弊した状態であり、呼び出しの際におけるのに対する言動や対応が極めて強硬であったことから、他の職員がこれを録音したこともあった(令和３年１２月２２日音声データ。なお同データは必ずしも明瞭ではないが、が大きな声で、「の・・・」「聞いていないのか!」「小出しにするなあ!」「後始末が・・・」等と発言していることを聞き取ることができ、同日付の口頭受理簿に記載された内容と矛盾しない。)

さらに、が所属するからは、令和３年１２月２７日付けでこの協定を締結することを目的とする要望書も提出され(大学との教育推進に掛かる相互協力に関する要望書)、最終的には令和４年１月２４日に協定書の締結に至った。

以上のように、この協定書締結は、からの提案がなされてから３か月も経過しないうちに行われており、期間的に極めて短期間であった

上、早急に締結を進めたい[]側と内容を検討したい恵庭市側で考えの違いがあり、協定締結に至るまで順調に進まなかったことが認められる（この協定締結が必ずしも順調に進まなかったことは、[]においてもこれを認めているところである（[]供述）。

また、[]から協定締結に関する提案があった令和3年11月上旬から協定が締結された令和4年1月24日までの間、相当の頻度で[]からの呼び出しを受け、その際にかなり強い口調で協定締結に向けた対応を求められた[]が精神的に疲弊する状況に追い詰められたことも認められる。

なお、この連携協定に関して、[]は「担当者は[]ではなかった」、「協定締結は何ら問題なく順調に行われた。」「そもそも、協定の主体は恵庭市ではなく、恵庭市は単に仲介を行ったのみである。」等と供述するが、協定の主体に関しては客観的事実と明らかに反する内容であり、協定締結が順調に行われなかったことは、[]メモや[]の受理簿、及び[]も供述しているところでもあり、これらの供述と齟齬する[]の供述は採用できない。

エ 令和4年度について（同年6月までの状況）

令和4年度における台湾経済交流事業の予算額は約508万9000円であり、これは令和2年度、令和3年度と同内容のものであった。同事業の直接の担当者は[]である[]であった。

この点、コロナウイルスによる往来制限の緩和に伴い、この年度には在日台湾華僑の恵庭市への招聘が行われることになった。なお、具体的な招聘者や人数、旅程等も含めて、[]が主体的に行うことは従前と同様であった。

[]においては、同年4月下旬ころまでには、本年度に恵庭市を訪問する人数が90名を超過することについて[]をはじめとする[]に伝えていた（[]・[]供述等）

そして、この90名を超過する華僑は、同年6月25日に実施されることになっていたガーデンフェスタ北海道2022年の開催に合わせて、同年6月24日から恵庭市を訪問することになったことから、[]においては、令和4年4月から同年5月下旬にかけて、[]を頻繁に呼び出して、その打ち合わせを行っていた。

この打ち合わせにおいて、6月24日から6月26日までの3日間のうち、24日、26日の懇親会については[]主催して行い、25日の懇親会については[]が主催して行うことになった。

一方で、[]からは、さらに同年7月上旬にも別途数十名の在日華僑が恵庭市を訪問することが遅くとも令和4年5月12日までには[]に伝えられ、従前に招聘された人数を相当程度超過する人数の華僑が恵庭市を訪問することになり、予算を超過する可能性が生じていた。

予算超過の可能性を踏まえ、同月 17 日ころには[]からも会計検査に関する懸念を示され、7 月に訪問する華僑の懇親会における費用負担などについて検討を行うよう[]には指示がなされた。

このように、令和 4 年 6 月 24 日からの華僑の訪問についてはそのスケジュール調整なども相当程度具体化していたところではあったが、さらに同年 7 月からも華僑が訪問することになっていたことから、この 7 月の訪問に関して、5 月 27 日の[]の役員会後に、[]側と[]側で協議を行うこととされた。

オ 令和 4 年 5 月 27 日の状況について

令和 4 年 5 月 27 日午前中、[]は[]に呼び出され、7 月 7 日のスケジュール確認を行っていたが、その中で[]においては、7 日の懇親会費等の飲食費についても、他の華僑の懇親会費と同様に恵庭市において費用負担をすることでよいのかを確認した。

これに対して、[]においては、令和 4 年 6 月 24 日の華僑訪問が相当人数になっていることを踏まえ、予算内に収まらない可能性もあることから、7 月 7 日の費用に関しては[]の[]の了承を得なければ対応できない旨回答したところ、[]においてこれを憤慨し、どうしても出せないなら自分が自費で支出するなど興奮した様子で対応した（令和 4 年 5 月 27 日録音データ）。

令和 4 年 5 月 27 日午後、[]において、[]、[]、[]の 3 名と、[]、[]、[]の 3 名での協議が行われた。

同協議は、[]と[]の両者が発言し、その他の者はほぼ発言しなかった。そして、その中で、令和 4 年 7 月に華僑が訪問する件に関し、その懇親会費の支出について、[]と[]が口論となった。

口論の詳細は必ずしも明らかではないが、この場にいた者の話を総合すると、[]からは恵庭市に来る華僑の人数等について行政側に事前の相談もなく[]が決めていること等に対する不満が言及され、[]側からは事前に伝えており、自身が勝手に決めているように捉えられるのは心外であり、かかる発言をする[]を許さないというような内容であったことが認められる。

そして、その口論により興奮した[]が[]から退出し、数分後には再度[]に戻ったことが認められる。なお、[]は退出の際に、[]のドアを蹴りつけるような仕草を示し、[]が[]の退出をたしなめた。

その後、興奮を収めた[]を含めて議論が再開され、予算の範囲内での対応を実現するために令和 4 年 6 月 24 日からの華僑訪問の予算を調整する方向で話を進めることにし、[]の職員[]が退出した後、[]が[]の態度について注意がなされた（[]供述）。

なお、令和 4 年 6 月 24 日からの華僑の訪問に関する懇親会費用については、その後の調整により、一部を従前の予定よりも減額し、その減額し

た金額により実施された。

カ ■■■の供述について

なお、■■■は、令和4年4月から同年6月までの間、この華僑招聘事業に関して■■■と打ち合わせた記憶はなく、さらに令和4年5月27日の午後■■■で興奮した言動になったことは認めるものの、その席にも■■■はいなかった旨主張するが、他の職員・議員の供述とも一致せず、録音データ等の客観的事実と異なっており、その供述は採用できない。

(5) ■■■が休業に至った経緯について

ア ■■■においては、令和3年4月から■■■の■■■職にあるところ、当時■■■はコロナ禍による給付金の支給など、通常業務以外の業務もあり、多忙な状況にあった。

イ 令和3年11月、■■■から■■■大学■■■との間で連携協定を締結する提案が恵庭市になされ、■■■側との対応はこれまでの■■■との対応を■■■が中心に行ってきた経緯も踏まえて、■■■の■■■である■■■が対応することになった。

上記のとおり、本件協定は必ずしも市長側においてもその提携の目的などが明確ではないこともあり、当初は乗り気でなかったこと、■■■側が求める協定書締結の日程が令和4年1月末でと提案がなされてから3か月以内のものであったこと、■■■との協定であることなど、業務としては決して容易な内容ではないことに加え、■■■側の要望に応じたい■■■からは■■■は連日のように■■■等に呼び出されていたことなどから、精神的に疲弊した状況だったことがうかがわれる（なお、この協定書締結前後に■■■においては休暇を取得していることも認められる。）。

ウ 令和4年4月以降、■■■においては、華僑の恵庭市訪問のため、■■■との頻繁な打ち合わせを余儀なくされていた状況が認められる。

同年4月14日に■■■との対応状況を録音したテープは、その内容は不明瞭であるが、■■■が大声で「おめえの仕事だべよ！本当によお！・・・おんぶに抱っこで、それで・・・■■■から出させようってのか！だから、やれって！」等と■■■に対応していることが記録されている。

また、その中で、令和4年5月27日、■■■から強い口調で詰問されている状況が録音テープから認められるところ、その内容は、「お前！お前おかしいこと言ってるぞ！俺からすれば！」「やれるかやれねえのかって話なんだ！」「そったらこと、お前に言われなくても百も承知だ！バカモン！」「やれるならやってみれって、■■■に言っとけ！こいつら銭付けないって言っても、俺はやるから！」等と大声で■■■に対応していることが記録されている。

以上のように、録音された内容からは■■■が■■■と協議の際に、■■■を「お前」と呼びすてにし、■■■が■■■の意に反するような対応を行う場合には、大きな声を出し、■■■を威圧するよう対応を取っていたことが認め

られる（なお、■■■■自身も、親しみを込めてという趣旨であったという留保をつけるものの、■■■■に対して、「お前」とか「バカ」等と発言したことはあるかもしれないと供述している。）。

そして、かかる■■■■からの呼び出しや連絡は、連日のように行われ、その際、■■■■に対して、令和4年4月14日、同年5月27日のような言動を行うことが常態化していた（■■■■供述等）。

エ なお、■■■■においては、令和3年11月ころからの■■■■側との協定書締結、そして本件華僑の恵庭市への訪問に伴う、■■■■との打ち合わせにおける同人の対応への精神的負担が蓄積されて、それが令和4年5月末には限界を迎え、長期の休養をせざるを得なかった旨供述しているところである。

また、■■■■においては令和3年11月から令和4年5月までの間、頻繁に休暇申請を行い休業している事実が認められる。さらに■■■■においては■■■■により「■■■■」との■■■■を受け、令和5年1月の段階でも1か月に2回程度■■■■を続けていると供述している。

（6） 事実認定補足（雑誌記事に掲載された事実関係について）

ア 第2の1で指摘した通り、本件調査の契機となった財界さつぼろの記事においては、■■■■が■■■■を恫喝の上、本来支出すべき理由がない懇親会費約40万円を恵庭市に支出させ、その結果、■■■■は長期の休職に至ったとされている。

イ もっとも、上記のとおり、令和4年5月27日■■■■において、■■■■が興奮し大声を上げるなどした事実は認められるが、それは■■■■との口論をするなかで行われたものであり、また、恵庭市に対して金銭の支出をさせることを目的としたものであるとも認定できない。

ウ また、その場に同席した■■■■、■■■■が、■■■■の恫喝行為を制止することもなく、あたかも同調していたかのような記載もあるが、■■■■がその場に同席していた以上に何らかの行為をした形跡はなく、同席の際、■■■■に同調していたことも認められない。

エ なお、休職に至った■■■■自身、■■■■の言動についてはその問題性を指摘するが、■■■■については特に問題があるとの指摘はないし、■■■■に対してはこれまで誠実に対応してくれていたとも供述するところである。

（7） 認定事実中、当委員会において問題があると思料した行為について

ア ■■■■、■■■■について

■■■■、■■■■については、当委員会において行った一連の調査の中では、■■■■、■■■■、及び■■■■に対するハラスメント行為（少なくともハラスメント行為と捉えられる可能性がある行為）の存在を認定することはできなかった。

ただし、恵庭市職員に対して行われた無記名のアンケート結果の中に

は、別の機会に■■■■、■■■■のハラスメント行為について言及したものが存在したことは指摘しておく（なお、このアンケート結果は、あくまでも参考であり、本件調査の範囲外である。）。

イ ■■■■について

■■■■については、当委員会において行った一連の調査において、以下の行為は検討の必要がある言動と判断した。

(ア) ■■■■に対する行為について

① 令和3年11月上旬から令和4年1月24日までの間、■■■■大学■■■■との協定締結に関し、その締結を実現させるため、恵庭市側の担当窓口であった■■■■を複数回にわたって、■■■■に呼び出したり、あるいは電話をかけ、その際、■■■■に対して、協定締結を早期に実現させることを大声で求めたり、恵庭市側の対応に■■■■側の意向に沿わないことがあるとそれを大声で叱責するなどした。

② 令和4年4月上旬から、令和4年5月27日までの間、在日華僑の恵庭市訪問のスケジュール調整等を行うにあたり、同業務の担当者であった■■■■を複数回にわたり呼び出し、あるいは電話をかけるなかで、

i 令和4年4月14日、面談した■■■■に対して、「お前」と呼び捨てにした上で、自身の意に沿わない言動を■■■■が行ったことに対し、「おめえの仕事だべよ。本当によお！おんぶにだっこで・・・やれって。」などと大声で叱責

ii 令和4年5月27日、面談した■■■■に対して、「お前」と呼び捨てにした上で、「「お前！お前おかしいこと言ってるぞ！俺からすれば！」「やれるかやれねえのかって話なんだ！」「そつたらこと、お前に言われなくても百も承知だ！バカモン！」「やれるならやってみれって、■■■■に言っとけ！こいつら銭付けないって言っても、俺はやるから！」等と大声で叱責するなどの行為を繰り返し行った。

(イ) ■■■■に対する行為について

① 遅くとも令和3年ころには、■■■■は、■■■■を無視するようになり、両者は互いにほぼ口を聞かない関係に至った。

② 令和4年5月27日、■■■■において、■■■■は、■■■■、■■■■とともに、■■■■、■■■■及び■■■■と在日華僑の恵庭市訪問の際における懇親会費用について協議を行うにあたり、その参加者が想定よりも増加したこと等について■■■■と口論になり、その際、■■■■に対し、大声で自身が参加者を勝手に連れてきたかのような言動を行った■■■■を許さない等と大声で発言し、部屋を退出するにあたって、壁を蹴りつけるよう仕草を見せた。

(ウ) アンケート結果について

恵庭市職員に対して行われた無記名のアンケート結果の中には、別の機会に■■■■のハラスメント行為について言及したものが存在したことは指摘しておく（なお、このアンケート結果は、あくまでも参考であり、本件調査の範囲外である。）。

（８）上記（７）の行為のハラスメント行為該当性について

ア はじめに（パワハラ指針について）

ハラスメント行為とされる行為は多様であるが、本件はいわゆるパワーハラスメント（パワハラ）行為の該当性が問題となるところである。

この点、職場におけるパワハラとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為または職場環境を悪化させる行為をいう。

そして、その行為類型のうち、典型的なものとしては、①暴行・傷害（身体的な攻撃）、②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）、③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）、⑤業務上の合理性なく、能力や経験からかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）、⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）があげられる。

なお、■■■■をはじめとする議員と市職員は、形式上異なる機関に所属するものではあるが、共同で業務を行うことも多く「同じ職場で働く」と言える上、議員と市職員との関係は民主的基盤を有する議員を市職員は配慮する傾向が強く、議員が優位性を認められる状況に事実上あったことが認められる。

以上を前提に、■■■■の■■■■及び■■■■に対する各行為がハラスメントに該当するか否かについて検討を行う

イ ■■■■に対する行為について

（ア）①の行為について

■■■■の■■■■に対する言動や対応が、業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える行為と評価できるかについて検討することになるが、上記認定事実によれば、■■■■は短期間のうちに■■■■の担当者との協議など■■■■本来の所管とは異なる業務に従事することを余儀なくされた上、幾度となく■■■■から呼び出され叱責を受けた状況が認められる。

この■■■■からの叱責は、周辺の職員が心配して、その状況について録音をするに至るまでの強度なものであったことが認められるが、他方で、その叱責の具体的な内容として認められるのは、協定締結の日時を恵庭市側が延期について相手方に対して伝えていないことに対して、これを叱責し早急に伝えることを要求するものであり（令和３年１２月２２日付口頭受理簿）、そのこと自体業務上明らかに不要で過

大な内容とは断定し難い。

もちろん、当事業遂行の過程における■■■の■■■に対する言動や対応について、声を荒げたり、必要以上に頻繁に連絡をとるなどの不適切といえる部分はあったのかもしれないし、また、■■■においてはかかる■■■の対応に苦痛を感じていた部分もあったのかもしれないが、これまでの調査においても業務を行う上で必要とされる範囲を超えると認定できる具体的な言動が特定できないことを考え合わせると、■■■の言動が直ちにパワーハラスメントに該当したとまで断定することはできない。

(イ) ②の行為について

上記(ア)と同様に、■■■の■■■に対する言動や対応が、業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛を与える行為と評価できるかについて検討することになるが、この②の一連の行為については、録音音声により■■■の■■■に対する言動が相当程度明確になっている。

そして、令和4年4月14日の■■■の言動は、その前後の具体的な経緯は必ずしも明確ではないけれども、少なくとも■■■がその時点での感情を■■■にぶつけているだけの発言としか受け取ることができない内容であり、業務の適正な範囲を超過したものといえるし、同年5月27日の■■■に対する言動についても、■■■の意に沿わない言動をした■■■を感情的に追及するというものであって、「お前」「バカもん」等と侮蔑する内容も含んでいることからすれば、いずれも業務を行う上で必要とされる範囲を超えて精神的苦痛を与えるものと評価することができる。

なお、■■■においては、■■■について、自分と一緒に事業を行う仲間だと思っており、親しみを込めて「お前」とか「バカ」とかといったかもしれない旨供述するところである。

この点、かかる■■■の供述は単なる弁解ではなく、■■■自身は真にそのように考えているのかもしれないし、また、真に■■■と■■■との間に親密な人間関係が構築されていたのであれば、許容される言動と評価される余地もあるかもしれないが、■■■に幾度もなく呼びだされ叱責を受けていた■■■の様子は第三者からみても不安定な様子にあったというのであるから、客観的に■■■と■■■との間に親密な人間関係が存在したとは認められないし、少なくとも■■■が■■■の言動により精神的苦痛を感じていたことは優に認められる。

以上のとおり、②の華僑の招聘事業を行う中で、■■■が■■■を頻繁に呼び出し、その中で、■■■を「お前」等と呼び捨てにし、その感情にまかせて叱責をしたり、追及した行為についてはハラスメント行為と評価できるものと判断した。

ウ ■■■に対する行為について

(ア) ①の行為について

■はここ数年理由もなく、■からは無視されている旨供述し、■も■と■の関係が陰悪である旨供述することから、■が■との間で会話を行うことが乏しいことは認められる。

また、華僑の招聘事業に関しても、■自身、■が■部■であるにも関わらず、■には同事業に参加する華僑の人数やスケジュール関係等を伝えていないことを認める言動も存在する（録音音声）。

もっとも、業務遂行のあらゆる場面において■が■をことさらに無視し、それにより業務に支障が生じているとまでは、これまでの調査からは認定できないし、両者の関係が良好ではない状況が継続しているのは、■のみに落ち度があると断定できるような的確な証拠もない。

以上を総合的に考慮すると、■と■の人間関係がよくなく両者の会話が乏しいことを■のハラスメントととらえるのは困難である。

(イ) ②の行為について

■において■が■に対して乱暴な言動を行った上、一方的に退席をするさいに、扉を蹴りつけるような動作を行ったことについて検討するに、当該事業に参加する華僑が増加したことにより、予算の不足が生じる可能性があるなどそのマイナス面のみを指摘された■が感情的になること自体を責めることはできない（もちろん、大人げない言動だとは思われるが）。また、上記言動は■から■に一方的に行われたものではなく、■においても一定の発言はあったというのであるから、両者の口論の中での発言であることは明確であり、これをハラスメントと評価することは困難である。

なお、蹴りつけるしぐさを行った点についても、直接その場にいた■に向けられたものでもないことからすれば、やはりこれを直ちにハラスメント行為と評価することは躊躇せざるをえない。もちろん当委員会においても、議員と職員が協議をする中で■のように感情をあらわにするような対応が適切であると判断するものではない。

エ その他（■の行為と■の■との関係）

これまでの一連の経緯からすると、■の■の■及びそれに伴う休業は、■本人が述べるように、令和3年11月上旬頃から始まった■大学■との協定締結、令和4年4月上旬から令和4年5月27日までの間行われた在日華僑の恵庭市訪問のスケジュール調整等に伴う■とのやりとり、その際の■の言動が原因となっている可能性は十分存在すると思われる。

ただし、■は様々な理由から■するものであるところ、■の言動と■の■との間に因果関係があるか否かの判断は、医学的知見等に基づかなければ困難であり、因果関係は存在する可能性がある」と指摘するにとどめる。 以上